

4 市街化区域内の特例

市街化区域内では、あらかじめ**農業委員会へ届出**をすれば、**4条と5条の許可は**いら
ない。

ちなみに**3条**にはこの特例はないので、原則通り**許可が必要**になる。

5 違反に対する措置

3条	4条	5条
契約 無効	原状回復の措置	契約 無効 原状回復の措置
3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人の場合、1億円以下の罰金)	同左	同左



これでヒッタツ!

- 農地とは、耕作の目的に使われる土地をいう。客観的事実状態で判断され、**登記簿上の地目とは関係がない**。
- 農地を**耕作目的で取得**する場合、農地法**3条**の許可が必要である。
- 農地を農地以外に**転用**する場合、農地法**4条**の許可が必要である。
- 農地を**転用目的で取得**する場合、農地法**5条**の許可が必要である。
- 相続・遺産分割等**により農地を取得する場合、**3条の許可は不要だが、農業委員会へ届出が必要**である。
- 市街化区域内**で農地を転用するか、転用目的で取得する場合、あらかじめ**農業委員会へ届出**をすれば、**4条と5条の許可は不要**である（3条にはこの特例はない）。